

資料 3

意見照会の実施方針・今後の進め方

1. 意見照会の実施方針

1-1. 本意見照会（1月）について

2023年3月末に公表された標準仕様書（1.1版）を基に、国民年金システム標準化研究会において改定に向けた検討を行い、この度、標準仕様書（1.2版）案を策定したことから、全国の自治体及び事業者よりご意見を募ります。

1-2. 令和5年度意見照会の実施目的およびその対象

令和5年度は、移行に影響が生じない範囲における標準仕様書の精度向上を目的として改定を実施します。そのため、令和5年度の意見照会では事務局にて提示した改定案のみを対象としてご意見をいただきます。

意見照会の目的

令和7年度末までの円滑な移行完了を実現すべく、移行に影響が生じない範囲で誤記や不整合等を修正し、仕様書の精度を向上させるためにお示しした改定案に対して、業務上問題が発生しないか、またシステム構築において妨げになるような変更となっていないか等について、全国の自治体及び事業者からご意見をいただきます。

意見照会の対象

意見照会の対象	意見照会の対象となる改定案の内容
事務局にて提示した改定（1.2版）案※	<ul style="list-style-type: none">・標準仕様書として明らかな誤記、機能要件の考え方等の補記や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、仕様の見直しによらずベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み・標準仕様書内項目不整合、標準仕様書要件種別不整合、標準仕様書記載内容の不整合といった、移行期間において標準仕様書の見直しが必要な内容の取り込み

※資料2-1 標準仕様書 本紙、資料2-2 標準仕様書 機能帳票要件一覧、資料2-3標準仕様書 帳票詳細要件 が対象となります。

なお、業務フローと帳票レイアウトは誤記指摘等がなく、令和4年度から変更をしていないため対象外としています。

令和5年度の改定は移行完了期限である令和7年度末までの移行完了を実現するために、移行に影響が生じない範囲での改定となります。改定対象は上記に該当する内容のみとしているため、今回改定する機能要件や帳票詳細要件についてのみ対象とします。

1. 意見照会の実施方針

1-3. 意見照会の方法

昨年度に標準仕様書（1.1版）案に対し意見照会を実施した際と同様の手続きにて実施します。

自治体向け

- 方法：事務連絡を発出し、アンケート調査の形式で実施
- 対象：全国市区町村（1741団体）

事務連絡

標準仕様書（改定）案一式



回答票

- ✓ 「意見なし（＝改定案のとおりで良い）」の回答を回答数に含める取り扱いであることを照会様式、依頼文に追加する

事業者向け

- 方法：事務局より各事業者に直接コンタクト、回答を依頼
- 対象：実態調査にてヒアリングした事業者（6社）+α

説明資料

標準仕様書（改定）案一式



回答票



(補足) 意見照会項目 1/2

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式とします。なお、論点討議結果を踏まえ、自治体の回答負荷に対する考慮の観点から、特に回答を求める箇所を明確化します。

意見照会回答票イメージ

(1) 団体・担当情報

①団体区分 記入必須	②都道府県名 記入必須	③市区町村名／事業者名 記入必須	④部署名 記入必須	⑤担当者名 記入必須	⑥電話(外線)番号 記入必須	⑦電子メールアドレス 記入必須
5:市 1:指定都市	〇〇県	〇〇市	国保年金課	鈴木 太郎	045-XXXX-XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp

(2) 機能・帳票要件

No.	①回答元 記入必須	②大項目 条件により記入必須	③中項目 条件により記入必須	④機能ID 条件により記入必須	⑤改定(案)要件 条件により記入必須	⑥改定(案) 要件種別 条件により記入必須	⑦要件の考え方・理由 条件により記入必須	⑧意見有無 記入必須	⑨意見の 種類 条件により記入必須	⑩要件種別 条件により記入必須	⑪意見発 出理由 条件により記入必須	⑫根拠法令・通知等 の詳細な理由 条件により記入必須	⑬意見発出者 記入必須	⑭要件(修正後) 条件により記入必須
入力 例	〇〇 市	2.免除 免除申請書 受理・審査	産前・産後 250 受付 と	行政区別に異動報 告書を作成できるこ と	標準オプ ション機能			2:意見あり	5:要件種 別変更	2:必須	5:その他		1:担当課	
2														

(補足) 意見照会項目 2/2

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式とします。なお、論点討議結果を踏まえ、自治体の回答負荷に対する考慮の観点から、特に回答を求める箇所を明確化します。

意見照会回答票イメージ

(3) 帳票詳細要件

No.	①回答元 記入必須	②大項目 記入必須	③帳票名 記入必須	④システム印字項目名 記入必須	⑤意見の種類 記入必須	⑥実装項目 条件により記入必須	⑦意見発出理由 記入必須	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由 条件により記入必須	⑨意見発出者 記入必須	⑩要件(修正前) 条件により記入必須	⑪要件(修正後) 条件により記入必須
入力例	〇〇市	6.情報提供・その他	13. 国民年金 障害基礎年金・遺族基礎年金 所得状況届	同一生計 配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	5:実装項目の変更 3:実装オプション	5:その他		必須に戻すべき と思われる	1:担当課		

(4) その他

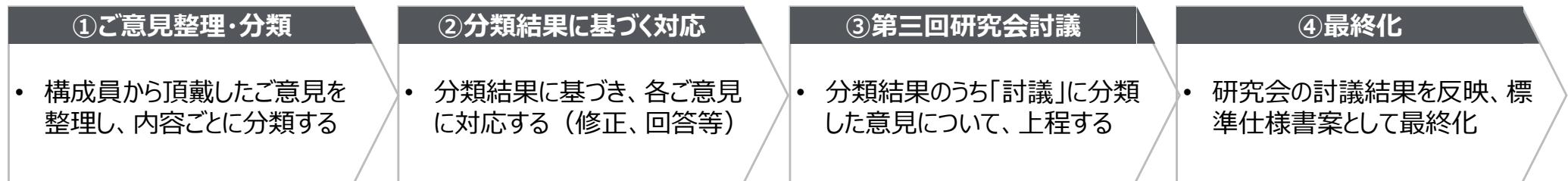
No.	①回答元	②ご意見等の概要	③ご意見等	④意見発出者
入力例	〇〇市	標準仕様書 本紙の目次番号に関すること……		1:担当課
1				

1. 意見照会の実施方針

1-4. 意見照会結果の取り扱いの流れ

意見照会にて自治体及び事業者からいただいたご意見については、事務局にて対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、研究会にて討議すべき事項については、第三回研究会に上程します

意見照会結果の取り込みの方法



アンケート回答

意見の分類と対応の考え方

分類	事務局における対応
討議事項	✓ 意見を整理・集約、論点として整理し、第三回研究会に上程する
指摘	✓ 標準仕様書（本紙/機能・帳票要件一覧/帳票詳細要件）を修正する
質問	✓ 回答を作成する ※第三回研究会の参考資料に添付



ご意見（指摘事項）を反映

【ご依頼：全構成員】
事前展開いたしますので、
確認をお願いします

標準仕様書
(案)

機能・帳票要件

帳票詳細要件

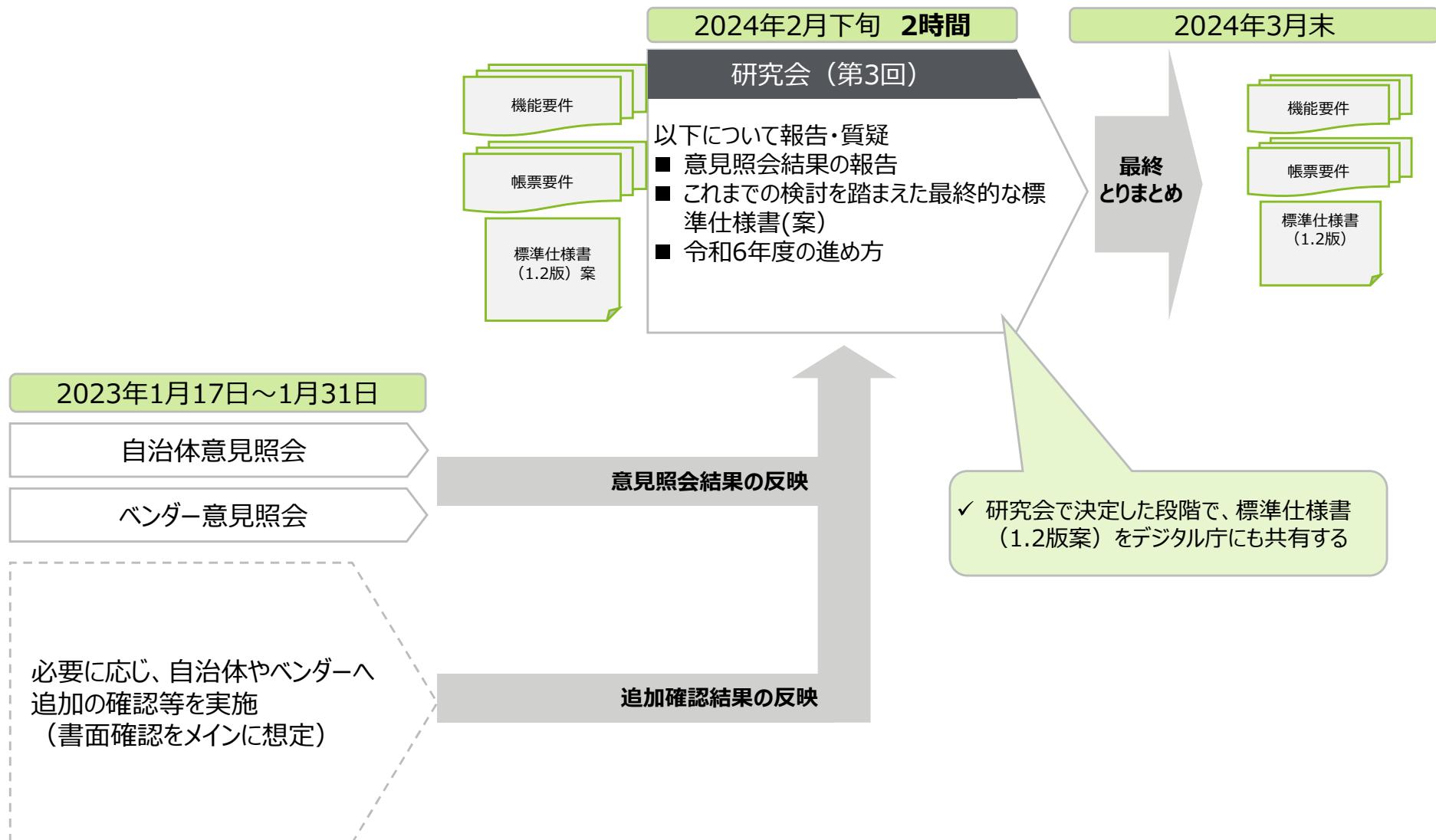
2. 今後の進め方

2-1. スケジュール

1月中旬に意見照会を発出し、照会期間は約2週間とする予定です。

国民年金
システム
標準化
研究会
(親会)

ワーキングチーム
／
ベンダー
分科会



2. 今後の進め方

2-2. 第三回研究会 議事次第（案）

第三回研究会では、当初の想定議事に基づき、標準仕様書（1.2版案）に対する意見収集結果を確認した後、当該意見を踏まえ、最終化した標準仕様書（1.2版）を最終確認するとともに、令和6年度以降の進め方を確認します。

第三回研究会議事次第（案）及び主たる内容

（1）意見照会実施報告

- ✓ 標準仕様書（1.2版案）に対する意見照会（自治体、事業者）からの意見収集結果

（2）標準仕様書（1.2版）の確認

- ✓ 標準仕様書（1.2版）（本紙、機能・帳票要件一覧、帳票詳細要件）に対する意見に基づく対応確認
- ✓ 標準仕様書（改定）案の最終確認、合意

（3）令和6年度の進め方

- ✓ 令和6年度以降のスケジュール
- ✓ 令和6年度以降の検討事項

（4）その他

EOF